

計画改定における論点とスケジュール

1. 計画改定における論点

計画改定に向けて、以下の論点について検討を行う。

1. 高齢者の居住に関する課題と今後の方向性

高齢者や高齢者の住まいに関する現状と課題を踏まえた高齢者の居住安定確保のための対応の方向性について

2. サービス付き高齢者向け住宅について

- (1) サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の緩和・強化について
- (2) サービス付き高齢者向け住宅の市町村における意見聴取手続きについて

3. 基本目標とその実現に向けた施策展開

高齢者居住安定確保計画における基本目標と施策展開、目標値等について

<参考：計画に関連する国の動き>

サービス付き高齢者向け住宅

(1) 登録基準の緩和・強化

平成 28 年の高齢者住まい法の改正により、市町村の高齢者居住安定確保計画において、地域の実情や取組方針を踏まえ、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準を緩和・強化することが可能となった。(改正前は都道府県のみ可能)

(2) 市区町村における意見聴取手続き

サービス付き高齢者向け住宅の適切な立地を誘導し、地域包括ケアとコンパクトなまちづくりを一体的に推進するため、サービス付き高齢者向け住宅整備事業において国の補助を受ける場合「地元市区町村の意見聴取」が要件化された。ただし、意見の提出が必要ない場合には、あらかじめその旨を公表することにより、意見聴取手続きを省略することができる。
(現在、福岡市においては、意見聴取手続きを省略)

2. 高齢者居住安定確保計画改定スケジュール（案）

回	内容
第 1 回 (H29. 12)	◆第 1 回検討委員会 ○議事 ・ 高齢者居住安定確保計画について ・ 現行計画の取組み状況および目標値の達成状況 ・ 計画改定における論点とスケジュールについて ・ 高齢者の居住に関する課題と今後の方向性について
第 2 回 (H30. 2 頃)	◆第 2 回検討委員会 ○議事 ・ サービス付き高齢者向け住宅の登録基準及び意見聴取手続きについて ・ 高齢者居住安定確保計画（骨子）について
第 3 回	◆第 3 回検討委員会 ○議事 ・ 高齢者居住安定確保計画（素案）について
第 4 回	◆第 4 回検討委員会 ○議事 ・ 高齢者居住安定確保計画（案）について
◆パブリック・コメントの実施	
第 5 回	◆第 5 回検討委員会 ○議事 ・ パブリック・コメントの実施結果について ・ 高齢者居住安定確保計画（案）について

<計画策定までの流れ>

